

# 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程

平成31年1月10日改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第2項の規定に基づき、堺市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第9条第2項各号に掲げる事項についての必要な協議又は調整に関する事項
- (2) 本規程第7条により専門部会が設置された場合、その運営に関する事項
- (3) その他、会長が別に指示する事項

## (組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

## (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事長は、堺まちづくり株式会社事務局長をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (幹事)

第5条 幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

## (会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

## (専門部会)

第7条 幹事会は、本規程第2条について専門的に協議し、事業化に向けた検討を行うために、専門部会を置くことができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。